

○田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年9月27日

規則第14号

改正 平成21年2月12日規則第1号

平成27年3月23日規則第7号

平成27年7月6日規則第15号

平成28年3月31日規則第6号

平成30年6月21日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の候補者の選定等)

第2条 市長は、条例の規定により指定管理者の募集、指定管理者の候補者の選定、指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止を行うときは、別に定める指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。ただし、条例第5条第1項の規定により本市の他の公の施設の指定管理者の指定を受けている団体を指定管理者の候補者として選定する場合で、当該団体が指定を受けている公の施設と同種で、かつ、小規模な公の施設の指定管理者の候補者として同団体を選定するときは、この限りでない。

(平成21規則1・追加、平成27規則15・一部改正)

(申請書及び添付書類)

第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 団体の事業、活動内容に関する書類
- (2) 団体の財務状況に関する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものとして別に定める書類

(平成21規則1・旧第2条繰下、平成27規則15・一部改正)

(条例第5条第2項の規則で定める特別の事情)

第4条 条例第5条第2項の規則で定める特別の事情は、現に指定管理者の指定を受けている団体が、会社法（平成18年法律第86号）第2条第29号の吸収分割又は同条第30号の新設分割により、当該団体の指定管理者の管理に係る事業に関して有する権利義務の全部を分割後の団体に承継する場合で、残存する指定の期間内において、当該権利義務の承継を受ける団体を指定管理者の候補者としようとするときとする。

（平成30規則13・追加）

（指定の通知）

第5条 条例第6条第2項の通知は、指定管理者指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（平成21規則1・旧第3条繰下、平成30規則13・旧第4条繰下）

（協定の締結）

第6条 条例第7条第2項の協定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 指定期間に関する事項
- （2） 事業計画に関する事項
- （3） 利用料金に関する事項
- （4） 事業報告及び業務報告に関する事項
- （5） 市が支払うべき管理費用に関する事項
- （6） 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- （7） 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものとして別に定める事項

（平成21規則1・旧第4条繰下、平成27規則7・平成27規則15・一部改正、平成30規則13・旧第5条繰下・一部改正）

（事業報告書）

第7条 条例第8条の事業報告書は、指定管理者事業報告書（様式第3号）によるものとする。

（平成21規則1・旧第5条繰下、平成30規則13・旧第6条繰下）

（取消し等の通知）

第8条 条例第10条第2項の通知は、指定管理者指定取消等通知書（様式第4号）により行うものとする。

(平成21規則1・旧第6条繰下、平成30規則13・旧第7条繰下)

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平成21規則1・旧第7条繰下、平成30規則13・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月6日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月21日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

田川市長 殿

	所在地	
申請者	団体名称	
	代表者名	印

田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

様式第2号(第5条関係)

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

田 第 号
年 月 日

殿

田川市長

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、貴団体を公の施設の指定管理者として指定したので、田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第2項の規定に基づき通知します。

公の施設の名称

様式第3号(第7条関係)

指 定 管 理 者 事 業 報 告 書

年 月 日

田川市長 殿

所在地

団体名称

代表者名

印

公の施設の管理の業務に関し、田川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

3 管理の業務の実施状況及び利用状況

4 使用料又は利用料金の収入の実績

5 管理に係る経費の収支状況

6 その他

様式第4号（第8条関係）

指定管理者指定取消等通知書

田 第 号
年 月 日

殿

田川市長

田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消した管理の業務（全部・一部）を停止したので、通知します。

1 公の施設の名称

2 取消年月日 年 月 日
業務停止（全部・一部） 年 月 日から 年 月 日まで
停止対象業務

3 理由

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に田川市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に田川市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第1号（第3条関係）

（平成27規則15・平成30規則13・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平成27規則15・平成30規則13・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平成27規則15・平成30規則13・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平成28規則6・全改、平成30規則13・一部改正）